

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保) 廃棄物管理個別 01 R1
提出年月日	2022年6月10日

事業許可との整合性に係る補足説明資料

本資料は、【保) 廃棄物管理個別 01】の改訂版 (R1) である。

改訂内容を以下に示す。

○補正申請内容の反映

※【保) 廃棄物管理個別 01 R0】から変更した部分を黄色網掛けにて示す。

目 次

1. 概要	1
2. 事業許可との整合性に係る説明	1

添付 廃棄物管理事業許可と廃棄物管理施設保安規定変更内容の整理表

1. 概要

本資料は、廃棄物管理施設保安規定と廃棄物管理事業許可（令和2年8月26日付け原規規発第2008261号にて変更許可を受けたもの）との整合性について説明するものである。

2. 事業許可との整合性に係る説明

今回の保安規定における各条文、**図表**について、廃棄物管理事業許可との整合性を添付に示す。

廃棄物管理事業許可と廃棄物管理施設保安規定変更内容の整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所（記載の適正化を除く。）

保安規定変更箇所	事業許可（本文）	事業許可（添付書類）	説明
<p>第2章 保安管理体制</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）<u>品質・保安会議の運営に係る業務及び廃棄物管理の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</u></p> <p>(6) 安全・品質本部副本部長は、前号に定める安全・品質本部長の所管する業務を補佐する。</p> <p>(7)～(57) (略)</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(a) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>[ページ 73]</p> <p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>F. 資源の管理</p> <p>b. 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(b) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(ロ) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>[ページ 76]</p>	<p>(添付書類二)</p> <p>ハ、その他変更後における廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>1. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>本変更後における廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務は、第1図に示す廃棄物管理関係部署にて第1表のとおり分掌する。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第51条の18第1項の規定に基づく再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担の下で廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に実施する。</p> <p>[ページ 2-21]</p> <p>(添付書類五)</p> <p>8. 運転保守</p> <p>8.1 基本方針</p> <p>廃棄物管理施設の運転保守の基本方針は、「原子炉等規制法」第51条の18第2項の規定に基づいて保安規定を定め、これによるものとする。</p> <p>8.2 組織及び職務</p> <p>廃棄物管理施設の保安組織は、社長、監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長、技術本部長、廃棄物取扱主任者、再処理計画部、品質保証部、安全管理部、放射線管理部、核物質管理部、新基準設計部、再処理工場、技術管理部、土木建築部、エンジニアリングセンターをもって構成する。</p> <p>[ページ 5-8-1]</p> <p>(添付書類二)</p> <p>ハ、その他変更後における廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>5. 技術者に対する教育及び訓練</p> <p>(1) 技術者に対しては、廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に当たり、一層の技術的能力向上のため、以下の教育及び訓練を実施する。</p> <p>a. 社内における研修並びに設計、工事、運転及び保守の実務経験者の指導のもとにおける実務を通じて、施設の設計及び工事並びに運転及び保守に関する知識の維持及び向上を図るための教育（安全上の要求事項、設計根拠、設備構造及び過去のトラブル事例を含む。）を定期的実施する。また、必要となる教育及び訓練の計画をその職務に応じて定め、適切な力量を有していることを定期的に評価する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 教育及び訓練の詳細</p> <p>b. 再処理事業所では、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持及び向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それにしたがって教育を実施する。</p> <p>[ページ 2-38、39]</p>	<p>左記のとおり事業許可に組織及び教育に係る記載があり、業務所掌及び教育について、保安規定に定め実施するものであるから、保安規定の記載と齟齬はない。ただし、適宜、組織改正を行い、保安規定を変更している。</p>

廃棄物管理事業許可と廃棄物管理施設保安規定変更内容の整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所（記載の適正化を除く。）

保安規定変更箇所	事業許可（本文）	事業許可（添付書類）	説明
<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第9条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第5条に基づく廃棄物管理の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施計画</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、安全・品質本部長を議長とし、安全・品質本副部長、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者のほか社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の事項によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、安全・品質本副部長、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（廃棄物取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ会議の開催が困難な場合は、安全・品質本副部長、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(d) 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>[ページ 74]</p>	<p>(添付書類二)</p> <p>ハ、その他変更後における廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>1. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>本変更後における廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務は、第1図に示す廃棄物管理関係部署にて第1表のとおり分掌する。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第51条の18第1項の規定に基づく再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担の下で廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に実施する。</p> <p>[ページ 2-21]</p> <p>ハ、その他変更後における廃棄物管理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>1. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>廃棄物管理事業変更許可申請を伴う変更、保安規定の変更等について、他事業等の代表者を含む委員によって、全社的観点（他事業との整合性等）から保安上の基本方針を審議する品質・保安会議（副社長（安全担当）が議長）を設置する</p> <p>[ページ 2-23]</p> <p>(添付書類五)</p> <p>8. 運転保守</p> <p>8.1 基本方針</p> <p>廃棄物管理施設の運転保守の基本方針は、「原子炉等規制法」第51条の18第2項の規定に基づいて保安規定を定め、これによるものとする。</p> <p>8.2 組織及び職務</p> <p>廃棄物管理事業変更許可申請を伴う変更、保安規定の変更等について、他事業等の代表者を含む委員によって、全社的観点（他事業との整合性等）から保安上の基本方針を審議する品質・保安会議（副社長（安全担当）が議長）を設置する。</p> <p>[ページ 5-8-1]</p>	<p>左記のとおり事業許可に品質保安会議に係る記載があり、業務所掌及び会議の審議事項について、保安規定に定め実施するものであるから、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>なお、品質・保安会議の議長の変更は、現在申請中の事業変更許可申請書の補正の際に添付書類へ反映する予定である。</p>

廃棄物管理事業許可と廃棄物管理施設保安規定変更内容の整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所（記載の適正化を除く。）

保安規定変更箇所	事業許可（本文）	事業許可（添付書類）	説明
<p>別図1 保安に関する組織（第4条関係）</p>	<p>六、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(a) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>[ページ 73]</p>	<p>(添付書類二)</p> <p>第1図 組織図</p> <p>[ページ 2-24]</p>	<p>左記のとおり事業許可に組織に係る記載があり、業務所掌について、保安規定に定め実施するものであるから、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>ただし、適宜、組織改正を行い、保安規定を変更している。</p>